

日本学生支援機構

採用者説明会

～返還誓約書は必ず提出しなければなりません～

★皆さんへのお願い★



教育学生支援部学生生活支援課奨学金担当

電話番号：089-927-9168

※ 奨学金の貸与を受けるにあたり、今後、奨学金担当から連絡がある場合がありますので、必ず携帯電話に登録してください。

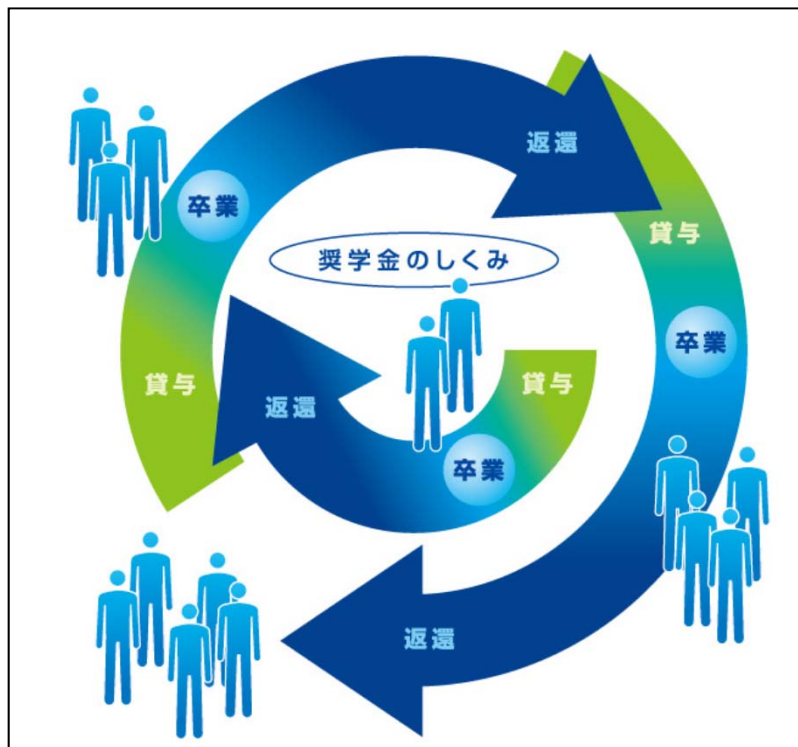
メールアドレス **syougaku@stu.ehime-u.ac.jp**

パソコンからのメールを拒否している人は、ドメイン設定をして下さい。

配布物の確認

- * 奨学生のしおり（紫色の冊子）
- * 奨学生証（※ 併用貸与者は2枚）
- * 返還誓約書（※ 併用貸与者は2枚）
- * 保証依頼書（機関保証者のみ※併用貸与者は2枚）
- * 適格認定とは（A4縦 両面）
- * スカラネット・パーソナル
- * マイナンバー提出書（該当者のみ）
- * 提出に必要なもの（プリント）

奨学金基本事項



- 日本学生支援機構の奨学金は、**貸与制（借りるもの）**です。
- 奨学金を借りるのも、返すのも皆さん自身です。
- **借り過ぎに注意**してください。
(減額もできます。)

奨学金基本事項

- ・奨学生としての自覚を持って勉学に励むこと
（「適格認定とは」をよく読んでください。）
- ・在学中に異動があった場合は、奨学金担当者に必ず
連絡すること（休学，留学，復学，貸与額変更等）
- ・奨学金掲示板を確認し，説明会には必ず出席すること
- ・大学からの呼出には必ず応じること
（電話番号の登録：089－927－9168）
- ・配付した冊子はよく読むこと，奨学生証等は必ず保存
すること

奨学金の基本事項

- 奨学金の振込日を覚えておく。(P45参照)
 - ※ 4月, 5月の振込は, 通常より遅い。
- 機関保証制度の場合, 保証料が引かれた金額が入金される。
- スカラネット・パーソナルに登録すること。
(貸与額, 奨学金振込口座, 返還総額等が確認できます。)

「適格認定」とは

- * 奨学金継続願と修学状況等を総合的に審査
- * 「①人物②学業③経済状況」
の3つの基準
- * 「①廃止②停止③警告④継続」の区分に認定
- * ①廃止②停止と認定された場合は、奨学金が振り込まれません。

説明会後の必要手続き

**返還誓約書・必要書類を
学生生活支援課に提出
締め切り： 6月22日(金)**

書類の提出が遅れると奨学金が停止されます。



返還誓約書とは

あなたと日本学生支援機構との間の奨学金の貸し借りを確認する契約書です。

「返還誓約書」に不備がある場合、
奨学金の振込みは、止まります！

「返還誓約書」を提出しない場合、
奨学金を借りることはできません。

提出書類(人的保証)

提出締切：6月22日(金)
学生生活支援課へ提出

- ①返還誓約書
- ②奨学生本人の住民票(マイナンバーの記載のないもの)
- ③連帯保証人の印鑑登録証明書
- ④保証人の印鑑登録証明書
- ⑤連帯保証人の収入に関する証明書(コピー可)

※併用貸与者はそれぞれ2部ずつ必要です。

※保証人が4親等以内でない場合や誓約日時時点で65歳以上の場合は「返還保証書」等が必要です。愛媛大学HPからダウンロードしてください。

提出書類(機関保証)

提出締切：6月22日（金）
学生生活支援課へ提出

〈機関保証〉

- ①返還誓約書
- ②奨学生本人の住民票(マイナンバーの記載のないもの)
- ③保証依頼書

※併用貸与の場合はそれぞれ2部ずつ必要です。

所得連動返還型を 選択した人

マイナンバーの提出が必要
同封している個別の封筒で、**直接**
日本学生支援機構に送付してくだ
さい。

返還誓約書記入例〈人的・機関とも同じ〉

返 還 誓 約 書 (兼個人信用情報の取扱いに関する同意書)

【提出用】

【第一種人的保証】

印字転送
裏面に
より印紙
は必要あ
りません

独立行政法人日本学生支援機構理事長 殿
私は独立行政法人日本学生支援機構奨学金借下記のとおり借用いたします。
つきましては、独立行政法人日本学生支援機構奨学規程、その他の諸規程によって確認した事項を遵守し、「奨学生のしおり」記載の取扱いにしたい旨を誓約します。また、裏面の「個人信用情報同意条項」を承認し、同意します。
なお、私が借用した学資金は、第一種奨学金（無利息）であり、連帯保証人及び保証人の保証を受ける制度（人的保証）を選択しました。

平成 30 年 5 月 1 日

借入金額

¥ 2 4 4 8 0

住民票と同じ住所

奨学生番号 618-04-000000 CD 7 001
 在学学校 日本学生支援大学
 住所 〒162-8431 東京都新宿区市谷本村町10-7
 電話番号 03-0000-0000 携帯電話番号 090-0000-0000
 氏名 (奨学 太郎) 印
 署名
 平成 11年 11月 11日生 性別 男

連帯保証人親権者 (1)
 住所 〒162-8431 東京都新宿区市谷本村町10-7
 電話番号 03-0000-0000 携帯電話番号 080-0000-0000
 氏名 (奨学 一郎) 印
 署名
 続柄 父 昭和 38年 2月 2日生
 (株) 奨学機構 電話番号 03-0000-9999
 住所 〒153-8503 東京都目黒区駒場4-5-29
 電話番号 03-0000-1111 携帯電話番号 090-9999-9999
 氏名 (機構 明子) 印
 署名
 続柄 祖母 昭和 25年 4月 4日生
 勤務先 (有) 機構商店 電話番号 03-0000-1234
 住所 〒162-8431
 電話番号 03-0000-1111 印
 署名
 続柄 母 **年 **月 **日生
 住所 〒

 電話番号 ***** 携帯電話番号 *****
 氏名 (*****) 印
 署名

 続柄 ***** **年 **月 **日生

住民票の表記のとおり奨学生本人が署名。(漢字が外字の人は注意！)

返還の条件 (目安)	返還期日		返還回数	初回割賦金	割賦金	最終割賦金
	月賦返還	併用返還				
<input checked="" type="checkbox"/>	毎月27日		180	13600	13600	13600
<input type="checkbox"/>		月賦返還選択時の総支払額				2448000
<input checked="" type="checkbox"/>	月賦分 毎月27日		180回	6800	6800	6800
<input type="checkbox"/>	半年賦分 毎年1・7月の27日		30回	40800	40800	40800
		併用返還選択時の総支払額				2448000

「月賦返還」又は「併用返還」に✓する

返還期	回数	初回割賦金	割賦金	最終割賦金
月賦返還	毎月27日			
併用返還	月賦分			
	半年賦分			

※本人が未成年者(20歳未満)の場合、親権者が奨学金の借下記のとおり借用するに同意し、印字転送し、印紙を貼付してください。親権者とは、民法に定められた親権者のことです。親権者がいない場合は、未成年後見人が同様にと署名・押印してください。
 ※ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、奨学金貸付業務(返還業務を含む。)のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報(奨学金の返還状況に関する情報を含む。)が学校、金融機関及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。機関保証加入者については、機関が保有する個人情報(うち保証管理)に必要な情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。

添付書類
 1. 奨学生本人の「住民票」(市区町村発行、個人番号記載のないもの、コピー不可)
 2. 連帯保証人の「印鑑登録証明書」(市区町村発行、コピー不可)
 3. 保証人の「収入に関する証明書類」(コピー可) (例：源泉徴収票、市区町村発行の所得証明書類等)
 4. 本人の「印鑑登録証明書」(市区町村発行、コピー不可)
 5. 本人の「返還保証書」(コピー不可)及び「資産等に関する証明書類」(コピー可)

104900 2017/7/1 000001 (2017/07)

学校番号	104900	学校点検者印
区分	00	
学部学科	2006	
学籍No.	123456	

返還誓約書記入例<人的保証>

返還誓約
(兼個人信用情報の取扱いに関する)

【第一種人的保証】

独立行政法人日本学生支援機構理事長 殿
私は独立行政法人日本学生支援機構奨学金並下記のとおり借用了します。
つきましては、独立行政法人日本学生支援機構奨学規程、その他の諸規程によって確認した事項を遵守し、「奨学生のしおり」記載の取扱いにしたがい返還することを誓約します。また、裏面の「個人信用情報同意条項」を承認し、同意します。
なお、私が借用了した学資金は、第一種奨学金（無利息）であり、連帯保証人及び保証人の保証を受ける制度（人的保証）を選択しました。
平成 30 年 5 月 1 日

印鑑登録証明書
印鑑登録証明書
印鑑登録証明書
印鑑登録証明書
印鑑登録証明書

東京都新宿区市谷本村町 1-0-7
電話番号 03-0000-0000
氏名 (奨学 太郎)
昭和 38年 2月 2日生

東京都目黒区駒場
電話番号 03-0000-0000
氏名 (奨学 太郎)
昭和 25年 4月 4日生

東京都新宿区市谷本村町 1-0-7
電話番号 03-0000-0000
氏名 (奨学 春子)
昭和 25年 4月 4日生

住所 〒 162-8431
電話番号 03-0000-0000
氏名 (親権者 2) ***
昭和 25年 4月 4日生

貸与条件 (予定)
貸与期間 2018年 4月 ~ 2022年 3月
貸与月数 48 月
貸与月額 51000 円
貸与額計 2448000 円

返還条件
借用返還滞り時の総支払額

添付書類
1. 奨学生本人の「住民票」（市区町村発行、個人番号記載のないもの、コピー不可）
2. 連帯保証人の「印鑑登録証明書」（市区町村発行、コピー不可）
3. 連帯保証人の「収入に関する証明書類」（コピー可）（例：源泉徴収票、市区町村発行の所得証明書類等）
4. 保証人の「印鑑登録証明書」（市区町村発行、コピー不可）
5. 保証人の「収入に関する証明書類」（コピー可）

※本人が未成年者（20才未満）の場合には、親権者が返還誓約書の記載内容及び機構の諸規程を確認し、同意のうえ所定の欄にそれぞれ署名・押印してください。親権者とは、民法に定められた親権者のことです。親権者がいない場合は、未成年後見人が同様に署名・押印してください。
※ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、奨学金貸与業務（返還業務を含む。）のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報（奨学金の返還状況に関する情報を含む。）が学校、金融機関及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。機関保証加入者については、機関が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。

学校番号 1104900

学校点検番号

印鑑登録証明書の表記のとおり連帯保証人本人が署名

印鑑登録証明書の表記のとおり保証人本人が署名

連帯保証人・保証人の住所は印鑑登録証明書と同一の住所でないと受取できません。

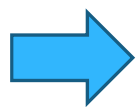
親権者2に該当する本人が署名

※同一筆跡は不可

※同一印(見た目が同じもの)は不可

ポイント

証明書は古いものでもかまわないか？



返還誓約書に印字された日付から

3ヶ月以内までのものであれば
受付できます。(住民票以外も同じ)

返還誓約書記入例〈機関保証〉

【第二種機関保証】
返 還 誓 約 書
(兼個人情報取扱いに関する同意書)

独立行政法人日本学生支援機構理事長 殿
私は、独立行政法人日本学生支援機構奨学金を下記のとおり借用了します。
つきましては、独立行政法人日本学生支援機構奨学規程、その他の諸規程によって確認した事項を遵守し、「奨学生のしおり」記載の取扱いにしたい旨返還することを誓約します。また、裏面の「個人情報取扱い同意事項」を承認し、同意します。
なお、私は借入した奨学金は、第二種奨学金（利息付）であり、保証機関の保証を受ける制度（機）

平成 30 年 5 月 1 日

例
ここに印字された日付
最近の日付であれば可
● H30年2月1日から

貸与の条件（予定）	20	返還の条件（目安）	
貸与月数	48 月	返還回数	180 回
貸与月額	50000 円	初回割賦金	16769 円
貸与額計	2400000 円	割賦金	16769 円
		最終割賦金	16917 円
		元金（利子込み）	3018568 円
		180 回	8384 円
		30 回	50355 円
		元金（利子込み）	3019908 円

注：利率が未確定なため、返還の条件（目安）は、上限利率の年3.0%（総額貸与部分は、年3.2%）で仮計算しています。確定した年利率で計算した内容については、貸与終了時に送付される通知でご確認ください。

【参考】平成29年 4月貸与終了者に実際に適用された利率（年0.1%、増額貸与部分は年0.3%）で計算した場合の返還例（※この利率があなただけに適用されるわけではありません）

	返 還 期 日	返還回数	初回割賦金	割賦金	最終割賦金
月賦	毎月27日	180 回	13440 円	13440 円	13473 円
返還	月賦返還選択時の総支払額	(利子込み)			2419233 円
併用返還	月 賦 分	毎月27日	180 回	6720 円	6720 円
	半年賦分	毎年1・7月の27日	30 回	40322 円	40361 円
併用返還	併用返還選択時の総支払額	(利子込み)			2419269 円

※本人が未成年者（20才未満）の場合には、親権者が返還誓約書の記載内容及び機構の諸規程を確認し、同意のうえ所定の欄にそれぞれ署名・押印してください。親権者とは、民法に定められた親権者のことです。親権者がいない場合は、未成年後見人が同様にご署名・押印してください。
※ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、奨学金貸与業務（返還業務を含む。）のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報（奨学金の返還状況に関する情報を含む。）が学校、金融機関及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。重複保証加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。また行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。

親権者1に該当する本人が署名

親権者2に該当する本人が署名

連絡先に該当する本人が署名

※署名欄の同一筆跡は不可

※同一印（見た目が同じもの）は不可

出用】

住所 〒 162-8431
東京都新宿区市谷本村町10-7

電話番号 03-0000-0000 携帯電話番号 080-0000-0000

氏名（英字 姓） フリガナ シヨウガク イチロウ

署名

住所 〒 153-8503
東京都目黒区駒場4-5-29

電話番号 03-0000-1111 携帯電話番号 090-9999-9999

氏名（姓 名） フリガナ シヨウガク ハルコ

署名

住所 〒 153-8503
東京都目黒区駒場4-5-29

電話番号 03-0000-1111 携帯電話番号 090-9999-9999

氏名（姓 名） フリガナ シヨウガク ハルコ

署名

住所 〒 153-8503
東京都目黒区駒場4-5-29

電話番号 03-0000-1111 携帯電話番号 090-9999-9999

氏名（姓 名） フリガナ シヨウガク ハルコ

署名

学校点検者印

よくある質問

機関保証の親権者は、実印でなくてもいいか？

➡ 機関保証の場合は、実印でなくてもかまいません。

※ただし、全員違う印鑑を押して下さい。

保証依頼書記入例

(機構・協会用)

① 保証依頼書(兼保証委託契約書)

公益財団法人
日本国際教育支援協会理事長 殿

私は、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の奨学金の貸与を申し込むにあたり、機構に対する奨学金の貸与（返還）について保証することを裏面記載の保証委託約款に同意したうえで、公益財団法人日本国際教育支援協会に委託します。
また、本依頼書の記載事項が虚偽の内容によるものであった場合、機関保証への加入が無効となっても異議はありません。

申込日 平成 年 月 日
(返還誓約書に印字された日付を記入)

学校名	学部・課程・分野	学科・専攻・研究科	奨学生番号
学校の種類	大学(学部)・大学院・短期大学・高等専門学校・専修学校(専門課程)	学籍番号	
フリガナ			(平成・昭和)
氏名	生年月日		
現住所			
電話番号			
携帯電話			

返還誓約書の借用金額欄右上に印字されている年月日を記入

現在住んでいる住所を記入

② 保証料支払依頼書

独立行政法人 日本学生支援機構理事長 殿
公益財団法人 日本国際教育支援協会理事長 殿

上記保証依頼書による保証委託契約に基づいて、私が公益財団法人日本国際教育支援協会に支払うべき保証料については、奨学金の交付の際に貸与金額から独立行政法人日本学生支援機構があらかじめ差し引いて支払うこととしてください。

依頼日 平成 年 月 日
(返還誓約書に印字された日付を記入)

本人(自署)	氏名(必ず記入) (同上記入は不可)	生年月日	
	現住所(必ず記入) (同上記入は不可)		

返還誓約書に印字されてる日付の時点で奨学生本人が未成年の場合は、親権者の署名押印が必要

③ 親権者(後見人)同意書

独立行政法人 日本学生支援機構理事長 殿
公益財団法人 日本国際教育支援協会理事長 殿

私は、上記①、②に基づいて、上記未成年者の法定代理人として同意します。

同意日 平成 年 月 日
(返還誓約書に印字された日付を記入)

親権者・後見人(自署)	氏名(父・後見人)	生年月日	(平成・昭和・大正)
	現住所		
	電話番号	携帯電話	
親権者(自署)	氏名(母)	生年月日	(平成・昭和・大正)
	現住所		
	電話番号	携帯電話	

返還誓約書と同じ印鑑を使用してください

- (注) 1. マス目の欄はすべて左詰めとしてください。
2. 本人が未成年者(20歳未満)の場合には、親権者(父及び母)がそれぞれ自署・押印(いずれかがいない場合は一人)してください。後見人の場合は、後見人が自署・押印してください。
3. この保証依頼書及び保証料支払依頼書については、返還誓約書と同時に学校に提出してください。



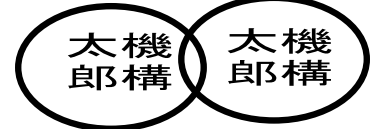



(学校使用欄)

学校番号	区分

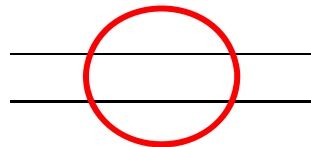
(機構・協会用) (1804)

書類記入上の注意点

- ・黒又は青のボールペンで記入(消せるボールペン不可)
- ・印鑑は朱肉で鮮明に押印してください(スタンプ印, ゴム印不可)

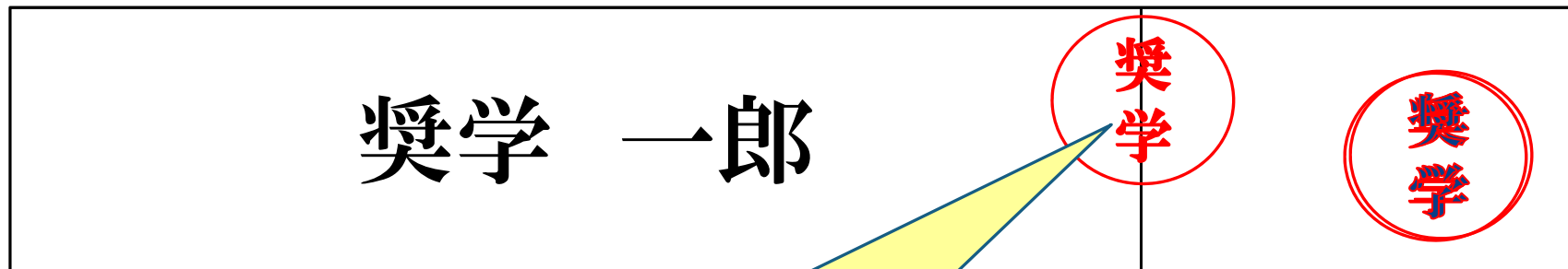
					
太機 郎構	太機 郎構	太機 郎構	太機 郎構	太機 郎構	太機 郎構
鮮明	薄い	重ね印	二重印	欠け印	滲み印
○	×	×	×	×	×

- ・記入を誤った場合は、誤った部分を二重線で消して、その上に各自の印を押し、各欄内に正しい事項を記入してください。



印鑑の押印について

印鑑を押すときに、にじんだりしてしまったら・・・



失敗した印鑑に重ならないように、
同じ人の欄の中に再度押印して下さい。

失敗した
印鑑
(かすれ・にじみ等)

印字内容の訂正について

印字されている住所が一部違っている場合

× 愛媛県松山市文京町³~~2~~番
特学

○ 愛媛県松山市文京町3番
~~愛媛県松山市文京町2番~~
特学

一部の間違いでもすべて訂正する必要があります。

印字内容の訂正について

返還誓約書の印字内容に下記のような不備があった場合は、返還誓約書に直接訂正するのと併せて、**返還誓約書記載事項訂正届**を提出する必要があります。愛媛大学HPからダウンロードしてください。

- ・氏名にかかる訂正・変更(人物の変更)
- ・生年月日
- ・続柄
- ・住所
- ・電話番号等

愛媛大学奨学金HPのお知らせ

検索エンジンで、

愛媛大学 奨学金

と入力。

The screenshot shows the Ehime University website's scholarship page. The header includes the university logo and navigation links. The main content area is titled '奨学金制度' (Scholarship System) and features a '最新情報' (Latest Information) section with a list of recent announcements. The left sidebar contains a navigation menu with '入試情報' (Admission Information) highlighted.

愛媛大学	奨学金制度	2016.05.24
愛媛大学	【日本学生支援機構奨学金】5月採用者説明会について	2016.05.24
愛媛大学	【日本学生支援機構奨学金 4月採用者説明会】配布物・提出書類について	2016.05.16
愛媛大学	愛媛大学「地域定着促進」特別奨学金の募集について	2016.05.09
愛媛大学	【日本学生支援機構奨学金】4月採用者説明会について	2016.05.02
愛媛大学	日本学生支援機構奨学金に関する申請書類	2016.04.25

重要な情報が掲載されます。時々チェックして下さい。

説明会が終わった後、説明会の資料も掲載します。必ず確認して下さい。

提出日及び提出場所

提出期限：6月22日(金)まで

提出場所：学生生活支援課(図書館1階)